

神戸市中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱を廃止する要綱

神戸市中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱（以下「廃止前要綱」という。）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、この要綱による廃止前の神戸市中小企業奨学金返済支援制度事業補助金交付要綱（以下、「廃止前要綱」という。）第7条に基づく交付決定を受けた事業者及び当該事業者が同決定を受けるにあたり対象となった従業員については、当該事業者及び従業員が、廃止前要綱第2条に規定する補助対象要件を満たす間は、なお従前の例による。